

委員ヒアリング結果の概要と対応の方向性等

項目	意見概要	対応の方向性	景観配慮事項等への反映等	
区域設定	全体区域設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象区域の設定や視点場として、海上や天橋立からの視点を考慮しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「海上、天橋立」からの視点：対象区域全域に含まれる考え方として整理。表記して重要性を強調する。 	
	重点地区の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 視点場の重要性及び俯瞰されるまちなみへの距離*1を勘案し、建物等の重点配慮が必要な地区を「重点地区」として設定したもの。 (*1.対象の町並みと視点場の距離(視距離): 建築の表面や形態が認知できる距離は概ね500mとされている。) ● 重点地区以外の視点場の重要性も、計画の中で明記します。 ● 対象区域全域の配慮基準により、大景観としての景観保全措置を確保しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文珠、府中地区の2重点地区を基本とする。 	
	移動景観の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路沿道は、沿道の特性に応じて条件等を区別すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 低層の建物が密に連続する幹線道路沿道は、その他の沿道景観の特性が異なることから、配慮事項に内容等を反映させた項目を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幹線道路沿道において、配慮事項への加筆は「位置」及び「規模」の部分に反映する。
対象	重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共が設置する工作物等も対象とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物及び開発行為(水面の埋め立て、土砂の堆積等)に関する規定は、建築物に対する配慮事項と同程度で今後追加します。 	
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ● 12m以下建物、3階建て建物も重視すべき。対象を広げてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成の観点からは、3階建て以下の自己用建築物等についての配慮規定を設けることは重要です。しかし、詳細基準については地域毎の検討により設定されるものであり、今後の地区別の検討が進んだ段階で計画に追加していきます。 	
配慮要素と内容等	重点地区の配慮要素	<ul style="list-style-type: none"> ● 俯瞰される地区は屋根の形態や色彩は重要な要素である。 ● 俯瞰される地区について、町並みの連続性が重要となるのかどうか。 ● 一般の民家に対しては、屋根形態や門塀の規制は厳しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点地区における屋根の形態や色彩、町並みの連続性に係わる重要性は、計画の中に明記します。 ● 検討会での一定の意見集約後、地域別の説明会等により合意形成を進めます。 	
	幹線道路の配慮要素	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線沿道を一様に5m壁面後退させるのは疑問。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 低層の建物が密に連続する幹線道路沿道については、町並みの連続性に配慮した「位置」「規模」とします。したがって、壁面後退の記述を削除するものとします。 	<p>幹線沿道の削除項目・位置 — 幹線道路に面する場合は、原則、5メートル以上道路から後退する。 —</p> <p>幹線沿道の追加項目・位置 ◆ 沿道に低層の町並みが連即する場合、通りに面する壁面の位置は、隣接する建築物の壁面を考慮し、町並みの連続性に配慮する。</p> <p>《追加項目のイメージ・位置》</p>
		<p>幹線道路沿いの町並み</p> 	<p>幹線道路沿いの町並みとの調和に配慮した建物位置の例</p> 	

項目	意見概要	対応の方向性	景観配慮事項等への反映等
配 慮 要 素 と 内 容 等	<p>幹線道路の配 慮要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 一様な緑化や必要以上の緑化は、眺望景観を阻害することもある。 	<p>➤ 山裾部に立地する場合や鎮守の森などの緑が近傍に位置する場所について、周辺環境や既存樹木との調和に考慮することを追記します。</p> <p>山裾に建つ建物</p> 	<p>全域、幹線沿道、重点地区共通の追加項目・その他緑化</p> <p>◆ 山裾部に立地する場合や鎮守の森などの緑が近傍に位置する場所は、周辺環境や既存樹木との調和に考慮する。</p> <p>《追加項目のイメージ・その他緑化》</p>  <p>建物外周や敷地周りに緑化を施し、背景の山並みに配慮した例</p>
重 点 及 び 幹 線 道 路 を 除 く 区 域	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根や庇の設置は重要な要素である。 山の稜線を遮断しない高さとは、どの視点場からを想定したものか。 屋上緑化の必要性についてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根や庇は建物の外観意匠を特徴づけるものであり、周辺景観に対して貢献度の高い重要な要素として、計画の中に明記します。 視点場として、幹線道路沿道及び天橋立公園内からの眺望を想定しています。これらの視点場から背景となる山の稜線を保全することを目的としています。 屋上緑化については、屋上を活用できる大規模建築物等に適用するもので、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー化、空気の浄化等の効果が期待できるものです。 	<ul style="list-style-type: none"> 区域全域、幹線沿道の意匠屋根の項目に既記述 全ての対象、規模の項目に既記述 区域全域、幹線沿道の意匠屋根の項目に既記述
共 通 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 付帯施設は目立たなければよい。 まちなかなど、これまで緑が存在しないところに緑化しなくともよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物の壁面や屋上に付帯する設備などは、周りから目立つ可能性が高いものです。良好な眺望景観ための配慮を目的としています。 ➤ 山裾部に立地する場合や鎮守の森などの緑が近傍に位置する場所について、記述を追加します。(幹線沿道と同様) 	<p>全域、幹線沿道、重点地区共通の追加項目・その他緑化</p> <p>◆ 山裾部に立地する場合や鎮守の森などの緑が近傍に位置する場所は、周辺環境や既存樹木との調和に考慮する。(再掲)</p>
色 彩 基 準	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物の色彩は、背景の自然との調和に配慮した色とすべき。 地域の特色に結びつくような色や伝統的な素材色等を参考にしているか。 地元に対して理解を求めていくのであれば、具体例を示しながら分かりやすい説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特色や地域特有の色彩検討のための補足調査を至急実施します。(次回検討会で提示) 色彩計画(基準)への理解を深め、地域特性に応じた色彩基準の設定のため、学習会及びワークショップ等を実施します。 	
屋 外 広 告 物 規 制 内 容	<p>【広告物の掲示禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上広告物やのぼり旗などは全域禁止にすべき。 重点地区では建植広告物や屋上広告物は禁止にすべき。 国道沿いや幹線道路の看板規制(抑制)が必要。 <p>【場所限定の掲示禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野立て看板については、幹線道路の海側のエリアを限定し禁止にすることを検討してはどうか。 <p>【掲示方法等の工夫によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集約看板や案内を集中させることで、利便性が向上し、効果的な配置により、総数を抑えることも可能になるのではないか。 禁止することが難しければ、色や大きさを工夫することもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討会における御意見や個別ヒアリング内容、屋外広告物の現況調査の結果を踏まえ、至急、具体案の検討を行っていきたいと考えます。 	

委員ヒアリング結果の概要と対応の方向性等・その他関連事項

項目	意見概要	対応の方向性	
モデル地区を設定しての取組	府中地区	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なまちづくりや基準などを考えるような場が地域（府中）で必要ではないか。 府中は対象となる地区が広く、住民の数も多い。十分な議論が必要。 「府中をよくする会」が地区の窓口となり、ルールづくりなど検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点地区においては、「俯瞰景観の保全の観点」に加え、地域景観として「小景域」の景観形成基準を設定することが望ましいと考えます。景観計画策定のスケジュールを踏まえ、地域別の取組内容を検討する必要があります。 ● 地区、テーマを限定したモデル的検討については、アドバイザー等の専門家の派遣により取組支援を行うこととしており、検討組織・内容が具体化した箇所から検討を進めたい。 ● 建築士会等については、検討内容を報告し意見交換を行う機会を別途検討します。その他の団体についても、必要に応じて対応します。 ● 文珠地区については、既に景観を含めたまちづくりについての検討が進められており、平成19年度の景観計画へ「小景域」の誘導基準の設定が可能であれば、反映させていきたいと考えます。
	中心市街地地区	<ul style="list-style-type: none"> まちなか観光のためのサインや店舗の松材等を用いた看板づくりに取り組むことを検討している。 地区間でデザインを統一させたり、松をテーマにすることで、地区間の共通性やネットワークが生み出せるのではないか。 多くの埋もれた資源を磨いていく必要がある。今あるものを活かしながらまちづくりを考えていく必要がある。 	
	岩滝地区	<ul style="list-style-type: none"> 地元の人に対する周知が重要である。実のある取組みを期待する。 	
	文珠地区	<ul style="list-style-type: none"> 重点地区として、あるいはモデル地区として検討するのであれば、モデルとして先導していくようなものにしていく必要がある。 質の高いまちを目指すのであれば、電線類の無電柱化は必須。 建築家や設計者に対しても、景観まちづくりのための取組みについて理解を求めていく必要がある。 	
基準内容の周知や実施までのプロセス等について	<ul style="list-style-type: none"> 基準を具体化していくプロセスが重要。地元に対する説明も重要であるし、条例化して実施していく必要がある。 具体的な基準を定めるにあたり、地域の人にも理解を得ないといけない。地域の人を巻き込んだ対話型の進め方が必要ではないか。 地域をどうすべきか、そこに住む住民に話を聞かないといけない。規制の内容ばかりを先に検討するのはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの地域に対応した配慮要素や内容等を周知、協議する場（説明会等）を設定します 	
自由意見等	<ul style="list-style-type: none"> 開発等により山が荒れている。山並みの保全は重要。 松枯れや竹林の蔓延が問題。植生の維持管理が重要。 景観阻害要因としてガードレール等の工作物も重要。看板規制と一体的な検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 山林や植生の維持管理は、良好な維持管理を推進するための活動支援等が必要となってくることから、制度や運営等の検討を今後行います。 ● 景観形成上、重要な公共施設の整備方針を検討の上、景観計画に記載していきます。 	